

## 八王子市一般介護予防サロン活動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 八王子市一般介護予防サロン活動支援事業は、高齢者の集いの場を運営する団体を支援し、地域でのレクリエーション・趣味活動、介護予防活動を通じ、高齢者の生きがいを高めることで、孤独感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防することを目的とする。

### (事業の名称)

第2条 この事業におけるサロンの名称は、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン等と区別するため、「常設サロン」とする。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、八王子市（以下「市」という。）とする。ただし、効果的に事業を実施するため、事業の全部又は一部を事業者等へ委託することができる。

### (事業の対象者)

第4条 この事業の対象となる利用者は、市内在住の65歳以上の者とし、参加を希望する誰もが自由に参加できるものとする。

### (支援対象とする事業内容)

第5条 常設サロンは、次に掲げる活動を総合的に実施するものとする。

- (1) 地域の拠点として取り組む介護予防活動（運動・体操指導、各種講座の開催、脳トレ等）  
ただし、介護予防の運動・体操については、原則週1日30分以上取り入れることを必須とする。
- (2) レクリエーション・趣味活動等
- (3) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動

### (支援対象とする団体)

第6条 常設サロンの対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地域においてサロン活動を自主的に運営する非営利の民間団体であること。
- (2) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示している団体であること。
- (3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施する団体であること。
- (4) スタッフに複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含んでいること。
- (5) 近隣住民（町会・自治会等）の理解を得ていること。

- (6) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 市内に活動拠点があること。
- (9) 食事を提供する場合は、市の許可・指導を受けていること。

（団体の選定）

第7条 市長は、申込書類の評価と地域（圏域）のバランス、計画等を総合的に判断し、優先度の高い順に団体を選定する。

（実施場所）

第8条 常設サロンは、次に掲げる条件を満たし、継続的に実施可能な場所で活動することとする。

- (1) 地域住民が気軽に出かけることができる町会・自治会館や集会所及びこれに準ずる場所
- (2) 概ね10名以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所
- (3) 建築基準法・地区計画（八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例）に抵触していない場所

（運営時間）

第9条 常設サロンは、利用者のニーズ等を配慮し、運営時間について設定することができる。なお、1日の運営時間は、原則90分以上とする。

（スタッフの配置）

第10条 常設サロンは、原則2名以上のスタッフを配置し、運営するものとする。ただし、実施に支障がないときは、スタッフ1名で運営することもできる。

（参加費等の徴収）

第11条 常設サロンは、参加費・食事代等について、会場費や材料費等を考慮し、営利目的とならない範囲の実費相当分として、任意で定めることができる。

（守秘義務）

第12条 常設サロンのスタッフは、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。